

岡 少 第 2 9 9 号
医 薬 第 6 2 3 号
令和 6 年 1 2 月 2 日

公益社団法人岡山県医師会 会長 殿

岡山県警察本部長
岡山県保健医療部長

過量服薬による少年の非行等の防止に向けた協力依頼について

昨今、全国的に、本来の使用量を逸脱して一般用医薬品等を過剰に摂取した少年が非行に及び、また、犯罪被害に遭う状況が生じており、他県では、未成年者誘拐の被害者である高校生が、市販薬を多量に服用したことによる急性薬物中毒で死亡する事案等も発生したところであります。

このような状況を防止するための下記取組について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく医薬品販売にかかる販売規制のみならず、広く防犯や若年者による医薬品の不適正な入手の防止をはかる観点からご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 万引き防止対策

過量服薬を繰り返す少年及びそのような少年に一般用医薬品を譲り渡している者の中には、一般用医薬品を販売店から万引きをすることにより調達している者が確認されていることから、医薬品のうち、過量服薬の懸念の強い商品については、

- 購入者の手が直接届かない場所、従業員が常駐する場所から目に付きやすい場所に配置・陳列
- 店頭に複数個陳列せず、商品カードや空箱で対応
- 防犯タグ等の万引き防止機器の取り付け
- 短期間での棚卸し等在庫管理の徹底

といった対応をお願いいたします。

2 警察への通報

万引きを認知した場合はもとより、通常必要であると考えられる回数を超える頻度で過量服薬に用いられるおそれのある医薬品を購入するといった顧客の不審動向がある場合には、速やかに警察に通報するようお願いいたします。

警察においては、当該顧客への職務質問等により、人定事項や医薬品の使用目的を確認するとともに、第三者への違法な医薬品の譲渡しといった事件性の有無や不審点の解明に努めますので、ご協力をお願いします。



3 「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売の確認や適切な相談窓口の紹介等

(1) 「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売の確認

厚生労働省令において、厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」を販売する際には、

- 氏名と年齢（高校生以下への販売時のみ）
- 他の店舗からの購入等の状況
- 購入理由（適正使用のために必要な数量以上の購入希望時のみ）

を確認し、その結果を踏まえ、適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売することとされていることから、「濫用等のおそれのある医薬品」の適切な販売をお願いいたします。

(2) 適切な相談窓口の紹介等

過量服薬を行っている少年を認知した場合に、特に精神保健への専門的な対応が必要であると考えられる際には、必要に応じて、精神保健福祉センター、保健所、各自治体の精神保健相談窓口等の適切な相談先を紹介するようお願いいたします。

○参考 URL（市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）について）

<https://www.pref.okayama.jp/page/911506.html>



スマートフォン等での読込はコチラ

4 その他

警察においては、各種活動において、貴所等へ訪問した際に、前記1から3までの事項について、確認及び協力依頼をさせていただくほか、情勢について情報提供をさせていただきますので、過量服薬による少年の非行等を防止するための対策について、ご協力をお願いいたします。